

自主調査の結果の指定の申請

Q27

自主調査の結果を行政に報告する義務がありますか？

土壤汚染対策法の義務や命令によらずに実施された土壤汚染調査の結果、土壤溶出量基準又は土壤含有量基準への不適合が認められた場合、土地所有者の申請に基づいて要措置区域等に指定するという規定がありますが、土地所有者の意思に基づいて実施されるものであり、自主調査の結果を行政に報告する義務ではありません。この規定は任意規定であることから、この規定を適用しようとする土地について土地所有者が複数いる場合にはすべての土地所有者の同意が必要とされています。

この指定の申請の規定は、国内で行われている土壤汚染の調査・対策に対して土壤汚染対策法が関与する割合を増やすことを意図して、土壤汚染のおそれがある土地において形質の変更が行われる場合の調査(いわゆる4条調査)とともに 2010(平成 22)年施行の法改正の際に設けられた規定であり、「指定の申請」又は「14条申請」と通称されています。

指定の申請を行った場合、土壤汚染対策法の義務や命令に基づく土壤汚染状況調査と同様に、調査内容に関する審査(公正に土壤汚染対策法の諸規定に定められた方法で実施されたものであるか?)を経て、人の健康被害のおそれに関する基準への該当性に応じて要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定され、土壤汚染対策法の規制の枠組に取り入れられます。よって、要措置区域等へ指定された旨について都道府県等の公報に掲載されるとともに不特定の第三者が台帳にて汚染状況等に関する情報を閲覧できるようになることに加えて、土地の形質の変更等に関する制約を受けるようになります(Q22・Q25・Q26参照)。

一方、指定の申請を行うことによって、当該土地における土壤汚染に関する情報開示の透明性を向上させる、自主的に実施した土壤汚染の調査・対策の内容について行政が法律によるものと同等に行われていることを認める、自然由来特例区域や埋立地特例区域の用に該当する場合(Q24参照)においては、行政が工場等の生産活動に起因する人為的な土壤汚染が認められないことを認める等のメリットも考えられます。また、4条調査の調査命令が発せられる可能性がある土地において 3,000 m²以上の土地の形質の変更を行おうとする場合においては予め指定の申請を行うことを念頭に自主的に土壤汚染調査を実施することで、開発スケジュールの管理が容易となる可能性も考えられます。

冒頭に記したように、指定の申請はあくまでも任意規定であり、土地所有者が判断するものです。指定の申請にあたっては、対象となる土地における土壤汚染の状況や予定されている土地の利活用の状況をもとに要措置区域等に指定された場合のメリットとデメリットを慎重に検討するとともに、企業の社会的責任等についても考慮したうえで判断する必要があるものと考えます。